平成31年4月栄町教育委員会定例会会議録

期日 平成31年4月23日(火) 開会:午後2時30分 閉会:午後4時30分

会場 栄町役場2階第4会議室

教育長及び出席委員

教	育	長	藤	功		
委		員(教育長職務代理者)	中	島	宣	行
委		員	大久保		雅	從
委		員	弘	海	千	鶴
委		員	石	Ш	京	子

欠席委員 なし

説明のため出席した職員

教育総務課長	磯	尚	和	之
学校教育課長	大	野	真	裕
生涯学習課長	早	野		徹
給食センター施設長	亀	田		浩
数のため山鹿した聯号				

職務のため出席した職員

教育総務課長補佐(書記) 由 井 茂

傍聴人:1人

- 1 教育長開会宣言
- 2 議事の進行 中島宣行委員(教育長職務代理者)
- 3 署名委員の指名 大久保委員
- 4 会期 本日1日限り

5 教育委員の活動報告

藤ケ崎教育長:

それでは、前回定例会後の活動について報告いたします。

3月23日土曜日,利根川河川敷グラウンドにて,「栄町長杯争奪少年サッカー大会が,利根川河川敷グラウンドにて開催されました。優勝は八千代市阿蘇のチームで,準優勝は柏レイソルチームでした。小雪が混じる寒い一日でしたが,子どもたちの熱気が伝わってきました。栄町のクレンサ栄レインボーフットボールクラブは,レイソルに3対1で惜敗してしまいましたが,頑張ってくれていました。印象的な場面は,決勝で負けた柏レイソルが,負けて涙を流していたところです。

27日には、四街道市の北総教育事務所別館にて、定期人事異動に伴う辞令交付式に参加してきました。印旛、香取、海匝地区の226名の退職者と140名の新規採用者が集まりました。

午後には、副町長ご臨席のもと、委員の皆さんにもお集まりいただいて、栄町で退職される方、栄町から転出される方、そして、唯一の新規採用者の辞令伝達と感謝状授与を行ったところです。

年度最終日である29日には、役場内の8名の退職者辞令交付式、4月1日には、7名の新規採用者辞令交付式に参加して参りました。

4日には、委員の皆さん同席のもと、町内校長会議を開催したところです。今年は、いじめ防止対策にも力を入れて参りたいと、スローガンに加えたところです。毎日のように過去のいじめ対応について、新聞紙上がにぎわっている状況の中、年度末には、愛知県豊田市の小学生女子2名が、マンションから飛び降り自殺をしてしまった事案、とりわけ、取手市教育委員会の事案には、市教育委員会の不備が、県知事の設置した第三者委員会で問いただされている中、本日の議案にもございますが、町のいじめ防止基本方針を改訂したいと、上程してありますので、後ほど、ご審議ください。

7日、日曜日には、町長、議長、副議長とともに、房総のむらで行われたさくら祭りに参加してきました。前日の土曜日には、恒例の栄中学校吹奏楽部の演奏もありました。今年は、さくらが満開の中での開催でした。

8日には、委員の皆様と一緒に、栄中学校の入学式に参列したところです。1組の 女生徒が「ゆうがく館」に通っていたものの、入学式に参加できず、残念な気持ちで した。

翌日,9日火曜日には、4小学校の入学式に委員の皆さんがご参列くださり、告辞を述べていただき、ありがとうございました。後ほど、お話をお聞かせください。

10日,酒直幼稚園の入園式に、町長代理で参列して参りました。なお、町長は、県立栄特別支援学校の入学式に参列しております。皆様にお知らせですが、布鎌地区のお子さんが小学部に入学しまして、布鎌地区から2名のお子さんが通うことになりました。県教育委員会特別支援教育課並びに学校と協議を重ねてきた結果、布鎌地区にも送迎バスの停留所が新設されまして、元布鎌中があった脇の布鎌地区の中心に近い、農産物直売所での乗り降りが可能となりました。しかしながら、本町が無償で旧栄東中を貸し出していることを踏まえますと、開校時に、役場前1箇所のバス停、2年目には安食小の子が中等部に入学することで、校長だった私から吉田校長にお願いして、安食駅の乗り降りを加えてもらい、3年目にして、布鎌地区で、都合3箇所しかありません。それにもかかわらず、バス停留所の大半が成田市にある現状をとらえますと、栄町の優位性を目指して、学校、県教委に働きかけて参りたいと思っています。

11日は、県の教育会館にて、県内の教育長会議が開かれました。澤川教育長以下、各課長からの事業説明を聞いてきました。

12日は、印旛地区9市町の教育長会議と印教連会議がありました。25日には、成田で総会が予定されておりますので、よろしくお願いします。

15日は、教頭・事務主任会議を開催しました。

夕方には、教育委員会・校長会・教頭会合同歓送迎会へのご参加、ありがとうございました。

16日には、町長並びに皆さんに連日集まっていただき、町の教員が全員集まる「教育振興会総会」を開いたところです。

17日,千葉市において,県内17町村の教育長会議が開かれ,澤川教育長が来賓として参加され,ご挨拶をいただいたところです。

そこでは、年度当初に県教委幹部会で3つの話をしたとのことでした。一つは「スケジュール管理」。帰り際に決裁が回ってくるのは、締め切りの徹底がなされていないから。2つ目として、仕事の精選。不要な仕事はないが、労力の割に成果が薄いものは、廃止・縮小・統合すべきだと。3つ目は、意識改革。澤川教育長は平成2年に文部科学省に入省されたそうです。当時は、大臣ヒアリングに備えて、5センチ以上のQ&Aを徹夜で用意し、使ったのは1、2枚であったと。努力重視の職場であったと。今は、それよりも、成果重視だということです。

少し逸れてしまいましたが、町内校長にも、多忙化解消をスローガンとしておりますので、担任の働き方について、校長等管理職の意識改革を更に進めて参りたいと考えています。

19日には、栄町を愛する女性の会総会に町長、生涯学習課長とともに参加し、午後は、印旛地区小中学校長会歓送迎会に、大野課長とともに参加しました。

20日には、栄町退職校長会総会懇親会に招かれ、大久保委員とともに参加して参りました。

以上、活動報告といたします。

大久保委員:

4月8日の栄中学校の入学式に参加しました。3クラスで104名の新入生が大きな挨拶をしていたのを拝見し、たくましく感じました。

4月9日は、安食台小学校の入学式に参加しました。1クラス36名の新入生もしっかりした挨拶をしていました。安食台小学校も多いときには5クラスありましたが、今は1クラスになって寂しく感じました。

4月20日は、退職校長会の総会に参加して参りました。60代や70代の元校長は、元気でまだまだ活躍できる感じでしたので、出来るだけ学校教育課や生涯学習課の事業ボランティアとしての登録など、声かけをしていただきたいと思います。

弘海委員:

私は、4月9日、安食小学校の入学式に参加しました。安食小学校も今年は人数が少なく36名、1クラスでした。今年は初めての対面式での入学式が行われ緊張しながら入場してきた新1年生が名前を呼ばれると大きな返事ができていました。1年生の保護者と新入生の距離が近かったこともあり、席を立ったり、そわそわしたりすることも少なく、にこにこしている新入生が目立っていました。保護者も子どもの写真が多く撮影ができ、アットホームな感じの入学式だったということで喜んでいました。保護者のための入学式をという学校の思いが通じた素敵な入学式でした。

一つ残念だったことは、入学式後に、その場で読まれた文部科学大臣のメッセージですが、保護者から「おめでたい入学式時に読むものではない」といった意見がありました。メッセージは、先日の小学校4年生の女子児童に関する悲しい話と、このような出来事は二度と繰り返さない。といったものです。

確かにそのような意見について気持ちは分かりますが、子ども達が笑顔で元気に学校生活を送れるように願って行われる入学式。それがスタートだからこそ、児童には、困った時には安心して大人に相談して欲しい。そして、先生方だけではなく地域の方々、保護者の皆様にも、子どもを守る協力をして欲しいといったお願いをしたもの

だと思いました。受け取り方はそれぞれ違いますが、子どもを守ることは同じなので 入学式の時に読んで良かったと思いました。

4月20日(土)に中学校で行われた授業参観に行ってまいりました。新1年生が グループワークトレーニングを各クラスで行っていました。子ども達が新聞の文字を ハサミで切って、先生が示すテーマにそって貼り付けて発表するといったものです。

入学早々なので、ギクシャクしているのかと思いましたが、それもなく各グループ が楽しそうに授業を行っていましたのでよかったと思いました。

2年生は、社会、英語等を、まじめに、落ちついて行っていました。

3年生は、体育館で修学旅行についてのオリエンテーションを行っていました。保護者の参加も多く、落ち着いた感じで進められていました。

全体的に落ち着いた雰囲気の中で行われていたので良かったと思いました。

石川委員:

9日、布鎌小学校の入学式に参加してきました。新入生が8名で、とてもアットホームな入学式でした。

感動したのは、在校生が歓迎を表すため、一年生になったらという題名の歌をみんなで力強く、元気に歌っていたので、その気持ちが新入生に伝わったのではないかと感じました。 先生方の指導が素晴らしいと感じました。

中島委員:

栄中の入学式で、入学生の名簿が無かったこと。竜角寺台小学校の入学式の名簿に、 入学生の名字に誤りがあったりしました。大事な資料ですので、そのようなことがないように是非点検していただきたいといった印象を受けました。

6 案 件

報告

報告第1号 下総栄太鼓30周年記念公演の後援承認について

磯岡教育総務課長:

それでは、報告第1号についてご説明いたします。

平成31年3月25日付けで下総栄太鼓の井田倉雅広氏より、下総栄太鼓30周年

記念公演について、後援承認申請がありました。行事の趣旨は、日本の伝統的な楽器である和太鼓を様々な方に見ていただき活動を知ってもらい和太鼓の演奏を通じて、地域の方との交流を深めることを目的としております。

会場及び日程は、ふれあいプラザさかえ 文化ホールにて、2019年12月1日 (日) に行われるものです。

参加予定者数及び参加方式は、26名の参加予定で1,000名の入場者数を予定しており、チケット代は1,000円となっております。

行事の後援者として、栄町、栄町教育委員会を予定しております。

報告第2号 CCAセンチュリーライド栄~銚子~栄2019の後援承認について

磯岡教育総務課長:

それでは、報告第2号についてご説明いたします。

平成31年3月16日付けで、千葉県サイクリング協会 理事長 岩間康徳氏から、 CCAセンチュリーライド栄〜銚子〜栄2019について後援承認申請がありました。

行事の趣旨は、160kmという長距離サイクリングを通じて、自らの体力の限界に挑戦してもらうと共に、北総台地の自然、文化の魅力を堪能してもらうことを目的として、合わせてルール、マナーを守ったサイクリングを啓発していくこととしています。

会場及び日程は、スタートとゴールはふれあいプラザさかえ前広場で、栄町〜成田市〜香取市〜東庄町〜銚子市〜旭市〜匝瑳市〜多古町〜成田市〜栄町のコースで、5月26日(日)に行われるものです。

参加予定者数及び参加方式は、参加者430名、スタッフ70名、一般公募となっております。

行事の後援者として、千葉県、千葉県観光物産協会、栄町、栄町教育委員会、銚子市、銚子市観光協会、多古町を予定しております。

報告第3号 町内卓球大会の後援承認について

磯岡教育総務課長:

それでは、報告第3号についてご説明いたします。

平成31年3月31日付けで、栄町卓球連盟 会長 山本洋一氏から栄町卓球大会

の後援承認申請がありました。

行事の趣旨は、卓球競技の振興及び印旛郡市民体育大会の選手選考となっております。

会場及び日程は、安食小学校体育館において5月19日(日)に行われるものです。 参加予定者数及び参加方式は、30名で栄町在住、在勤者、栄町小中学校出身者と なっております。

行事の後援者として、栄町、栄町教育委員会を予定しております。

報告第4号 第11回花みずき杯テニス大会の後援承認について

磯岡教育総務課長:

それでは、報告第4号についてご説明いたします。

平成31年3月17日付けで、栄町硬式テニス専門部 部長 佐藤実氏から、第1 1回花みずき杯テニス大会について、後援承認申請がありました。

行事の趣旨は、硬式テニスの普及技術の向上とテニスを通じて町民の親睦と友好を 深め、合わせて体力の向上と健康の維持増進を図るものです。

会場及び日程は、水と緑の運動広場テニスコートにおいて5月28日(火)予備日6月4日(火)に行われるものです。

参加予定者数及び参加方式は、12ペアでリーグ戦、トーナメント方式となっております。

行事の後援者として、栄町教育委員会を予定しております。

報告第5号 第56回チーム対抗テニス大会の後援承認について

磯岡教育総務課長:

それでは、報告第5号についてご説明いたします。

平成31年4月10日付けで、栄町硬式テニス専門部 部長 佐藤実氏から、第56回 チーム対抗テニス大会について、後援承認申請がありました。

行事の趣旨は、硬式テニスの普及技術の向上とテニスを通じて町民の親睦と友好を 深め、合わせて体力の向上と健康の維持増進を図るものです。

会場及び日程は、水と緑の運動広場テニスコートにおいて5月19日(日)、26日(日)、6月2日(日)予備日6月9日(日)に行われるものです。

参加予定者数及び参加方式は、20チーム、クラス別でリーグ戦、トーナメント方

式となっております。

行事の後援者として、栄町教育委員会を予定しております。

これらの事業につきましては、共催及び後援規程の趣旨に沿ったものでありますことから、教育長が専決処分したものでございます。以上よろしくお願いいたします。

藤ケ崎教育長:

報告第2号ですが、昨年度まではCCAセンチュリーライド銚子となっておりましたが、栄町を午前6時30分にスタートして、同じ日に栄町に帰って来るということですので、事業名に栄町という文字を入れていただきました。

7 議事

(1)議案

議案第1号 栄町いじめ防止基本方針の一部改訂について

大野学校教育課長:

提案理由です。栄町いじめ防止基本方針の一部改訂について、栄町教育委員会 行政組織規則第7条第1号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるもので す。

(資料により説明)

Ⅲ 教育委員会の責務と対策の3の(1)の定期的な調査(無記名でのアンケートとその保存)としました。これは定期的な調査として、早期発見の取組みとして明記しました。無記名にしないと、子ども達が本当の気持ちを書けないのではないかとの考えから付け加えたものです。

続きまして、資料の【はじめに】というページは教育長により全文改訂しております。

目次につきましては、先程説明させていただきました、Ⅲ 教育委員会の責務と対策の3の(1)の定期的な調査(無記名でのアンケートとその保存)としました。

5ページの定期的な調査のところですが、皆さまの資料にあります新旧対照表の新の欄のアンダーラインの箇所を加えております。こちらについては、国立教育政策研究所発行のもを参考に加えたものです。

9ページ内は、旧では改定としていましたが、今回改訂とするもので、漢字の変更になります。

10ページは、学校は、HPのトップページに、学校基本方針を掲載する。という文言を追加します。校長会、教頭会において指導しているところです。

14ページは、旧では誤って、曜数としていましたが、正しくは様子なので変更するものです。

内容の改訂につきましては以上でございます。

大久保委員:

いじめや虐待に対しては、大変な時代ですが、スクールカウンセラーの役割が 非常に重要と考えています。小・中学校への配置等について説明をお願いします。

大野学校教育課長:

スクールカウンセラーは中学校に1回の訪問日がありまして、そこに県からの配置として行われています。小学校については、昨年度から安食小学校に県費負担で、1名スクールカウンセラーが配置されています。県でも画期的なことで、以前は小学校にはスクールカウンセラーは配置されていませんでした。

町でも1名スクールカウンセラーを雇用して、4校を巡回していただいておりますので、全体として3名を配置しております。

大久保委員:

このように手厚く配置をしていただきありがたいと思います。困っている子どもはあまり学校の先生には話さなく、ちょっと離れたスクールカウンセラー、養護教諭、用務員さんなどには良く話したりします。私も用務員さんの助けにより、いじめが早期発見され、直ぐに対応ができた経験があります。

いじめは残念ながらなくならなく、最近はますます陰湿になっていますので、 ぜひスクールカウンセラーの配置を継続していただきたいと思います。

弘海委員:

スクールカウンセラーに相談している子どもはいますか。

大野学校教育課長:

数字は出ていますが、今資料を持ち合わせていませんので実数をご報告できませんが、子どもが相談等をした情報については、年度末に累積して、児童生徒、教員、保護者に種別し、会議等において、気づいたこと等もふくめて教員と情報を共有しています。

藤ケ崎教育長:

いじめのアンケートは、校長時代に記名式をやめて、無記名式にしましたが、記名式だと、いじめている子は、だれが書いたかわかるんですね。教諭からは、だれがいじめを受けているかどのように見つけるんですかと問われたことがありましたが、アンケートに書いてある名前で見つけるのではなく例えば、担任であれば後ろから回収すれば、だれが書いたかわかるだろうと説明したことがありますが、アンケートの実施後に、全員面談を行えば、アンケートで発見しなくても、だれかが言ってしまうのではないかと、いじめている子は恐れ、抑止力になるということで無記名式にしました。

町内を見てみると記名式でやっているところもあるようだったので、ここに明文化したところです。ある学校では学期に1回、アンケートをした後にスクールカウンセラーさんと全員面談を行っていますが、イジメや虐待の案件が実際にでてきています。

石川委員:

アンケートはどのように行っているのですか。

藤ケ崎教育長:

県が教育委員会に教員によるセクハラなどを調査するためのアンケートと同時に県から指定された書式のいじめのアンケートを学期に1回くらい行っています。アンケートは、家で書いて、親に見せ、封入し、のり付けした封筒を学校に提出します。そのようになっていますので、提出時にいじめている子がいじめられている子のアンケートを見られないようになっています。

この方針は、新しい時代に向けた「いじめ防止基本方針」としたいので令和元 年5月1日に一部改訂としたいと思います。

≪審査結果≫

承 認

議案第2号 栄町学校評議員の委嘱について

大野学校教育課長:

提案理由です。

栄町立小学校及び中学校管理規則第6条第2項の規定により栄町学校評議員に別 紙の者を委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定 により栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

学校評議員は、学校運営について校長に意見を申し述べることができることとなっております。別紙の名簿は学校から推薦された方々でございます。安食小学校は継続の方が4名で1名が新規で元本校の校長先生でございます。布鎌小学校、安食台小学校、布鎌小学校は全員継続の方々です。栄中学校は4名が継続で1名が新規で元PTA会長で現在も同校にいろいろな面で協力をしていただいておられる方でございます。

石川委員:

竜角寺台小学校は4名となっておりますがよろしいのでしょうか。

大野学校教育課長:

5名いなければならないわけではないので問題はございません。

≪審査結果≫

承 認

議案第3号 令和2年度使用教科用図書の取扱い方針(案)について

大野学校教育課長:

提案理由です。

令和2年度使用教科用図書の採択に係る取扱い方針について、栄町教育委員会行政 組織規則第7条第15号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

栄町教育委員会は、栄町立小・中学校に在籍するすべての児童生徒が使用する教科

用図書を採択するにあたり、次のとおり取扱方針を定める。

令和2年度使用教科用図書の取扱い方針について

1 教科用図書採択基本方針

栄町教育委員会は、栄町立小・中学校児童生徒用教科用図書の採択にあたり、国の法令や規則を遵守し、文部科学省並びに千葉県教育委員会の指導・助言を受けながら、学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、千葉県の教育施策に適合しており、また印旛採択地区や栄町の実情を考慮し、児童生徒の生活経験及び学習能力に適合する教科用図書を採択するものとする。

2 教科用図書採択事務取扱い方針

栄町教育委員会における教科用図書採択事務は、栄町教育委員会の責任において、 公正かつ適切に遂行し、いやしくも外部からの不当な影響を受け、そのために採択結果が左右されることのないよう、厳重に対処するものとする。

なお、令和2年度使用教科用図書の採択については、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書及び特別な教科中学校道徳の教科用図書を除き、平成31年度と同一の教科用図書を採択するものとする。

また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書及び中学校道徳の教科用図書 については、教科用図書印旛採択地区協議会において、審議の上選定した教科用図書 を採択するものとする。

平成31年4月23日 栄町教育委員会 ご審議よろしくお願いいたします。

≪審査結果≫

承 認

議案第4号 栄町指定文化財の指定について

早野生涯学習課長:

提案理由です。

栄町文化財の保護に関する条例第4条の規定に基づき、平成31年3月29日付栄教生第122号で栄町文化財審議会に諮問したところ、別添のとおり答申がありましたので、栄町指定文化財の指定について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第20号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

名称は、龍角寺之郷天正検地帳で、土地の面積、石高、所有者が記載されていまして、現在の土地台帳のようなものです。これは、天正19年の太閤検地当時における徳川氏による検地により作成されたもので11冊龍角寺区から譲り受けたものです。 貴重なものですので、県の文化財指定の手続きを行うため、まずは町の指定を行うものです。

≪審査結果≫

承 認

議案第 5号 栄町指定文化財の指定について

早野生涯学習課長:

提案理由です。

栄町文化財の保護に関する条例第4条の規定に基づき、平成31年3月29日付栄 教生第122号で栄町文化財審議会に諮問したところ、別添のとおり答申がありまし たので、栄町指定文化財の指定について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第20 号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

名称は、麻生之郷天正検地帳で、土地の面積、石高、所有者が記載されていまして、 現在の土地台帳のようなものです。これは、天正19年の太閤検地当時における徳川 氏による検地により作成されたもので、5冊麻生区から譲り受けたものです。

貴重なものですので、県の文化財指定の手続きを行うため、まずは町の指定を行う ものです。

≪審査結果≫

承 認

議案第 6号 栄町指定文化財の指定について

早野生涯学習課長:

提案理由です。

栄町文化財の保護に関する条例第4条の規定に基づき、平成31年3月29日付栄 教生第122号で栄町文化財審議会に諮問したところ、別添のとおり答申がありまし たので、栄町指定文化財の指定について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第20 号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

名称は、奥津之郷文禄・慶長検地帳で土地の面積、石高、所有者が記載されていまして、現在の土地台帳のようなものです。これは、天正検地以降における近世初期 検地の貴重な事例であり6冊興津区から譲り受けたものです。

貴重なものですので、県の文化財指定の手続きを行うため、まずは町の指定を行う ものです。

≪審査結果≫

承 認

議案第 7号 栄町指定文化財の指定について

早野生涯学習課長:

提案理由です。

栄町文化財の保護に関する条例第4条の規定に基づき、平成31年3月29日付 栄教生第122号で栄町文化財審議会に諮問したところ、別添のとおり答申がありま したので、栄町指定文化財の指定について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2 0号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

名称は、北辺田村・奥津村野論裁許絵図です。これは、北辺田村と興津村の境界を示した地図でしてそれを示したが徳川幕府の刻印が押印されているものです。絵図の裏には裏書として、当時の勘定奉行以下の役人の署名と実印が押印されているものです。興津区から譲り受けたものです。こちらについても貴重なものですので、県の文化財指定の手続きを行うため、まずは町の指定を行うものです。

≪審査結果≫

承 認

議案第 8号 ふれあいプラザさかえ自主事業「スプリングフェスタ」の実施につい て

早野生涯学習課長:

提案理由です。

ふれあいプラザさかえ自主事業として「スプリングフェスタ」を実施するにあたり 別紙開催要項について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第25号の規定により、 栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

目的としましては、ふれあいプラザさかえを拠点として、広範な芸術文化講演の鑑賞機会の提供を通して、町民の誰もが身近に芸術文化にふれることのできる環境づくりを推進するものでございます。日時、場所等につきましては資料のとおりでございます。出演の栄町吹奏楽団ドラムウィンドアンサンブルは、これまでも文化ホールで公演を行っておりまして、セミプロに近い方々です。

過去の実績からみて皆様に鑑賞していただくのに適当であると判断させていただ きました。

また、12月の冬は、富里高校によるジャズコンサートの鑑賞機会の提供を行って おり、こちらは5月の春に実施するということで企画をさせていただきました。

≪審査結果≫

承 認

議案第 9号 平成31年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

秘密会

≪審査結果≫

承 認

議案第10号 平成31年度教科用図書印旛採択地区協議会委員について

秘密会

≪審査結果≫

承認

議案第11号 平成31年度教科用図書印旛採択地区協議会専門調査員会調査員の 候補者の推薦について

秘密会

≪審査結果≫

承 認

9 その他

磯岡教育総務課長:

平成31年度千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会並びに特別講演会の出欠につきまして確認いたします。

回答:全員出席

早野生涯学習課長:

第1回イキイキ子育てスクール(IIKS)を5月23日にふれプラの工芸陶芸室で開級式を行います。今年度は、別紙の日程により事業を実施していく予定です。

弘海委員:

IIKS はふれプラで事業を実施しているので、だいたい参加者は役員をしている方なので、各学校で開催すれば保護者も参加しやすいと思います。事業自体は良い内容なのでもっと保護者に参加いただければよい効果が生まれると思います。

早野生涯学習課長:

事業を行う回ごとに担当校がありまして、担当校の方はその回には出席されるのですが、その他の学校の方の参加はほとんどない状態です。各学校のPTAの年間事業計画を拝見しますと、担当校の回のみ年間事業計画に載っていますが、それ以外の回は載っていないようですので、参加を増やすためには改善が必要だと考えております。

石川委員:

IIKS に多く参加してもらう方法として、午前中に事業に参加してもらって、その後に有償で学校給食をみんなで食べれば、保護者の横の繋がりを築くきっかけにもなって良い効果が期待できます。食事や何か食べながら話し合うのは、柔らかく温かい雰囲気になるので特に女性にとっては有効だと思います。

弘海委員:

最初の時は、講演が終った後に、お茶菓子がでて、事業後にグループに分かれて、いろいろな話をして発表して終了といった流れでしたが、今はそれが無いので復活させた方が良いのかもしれません。

亀田給食センター施設長:

第3子の給食費の無償化についてですが、4月19日に期限として申請書を提出していただきました。その結果小学校が74件、中学校が25件でした。この後に家庭状況の確認、町税の未納状況等の調査を行って、審査の結果を5月連休明けに保護者に通知いたします。内訳として、安食小が30件、布鎌小が6件、安食台小が21件、竜角寺台小が17件となっています。一番多い第3子、第4子、第5子に該当する世帯は1世帯、その他に関しましては、ほとんど第3子のみに該当する世帯となっております。

なお、申請は準要保護に該当している世帯もあると思いますのでその世帯は準 要保護の世帯としての制度を優先させていただきます。

4月19日以降の申請については、申請月の翌月の給食費から免除として手続きを行います。 以上、報告いたします。

10 教育長閉会宣言